

部活動に係る活動方針

宮城県仙台二華高等学校

1. 部活動の方針

本校の教育活動の一環として取り組んでいる部活動について、その適切なあり方について方針を示すものである。

(1) 学期中の休養日の設定

①週あたり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

②学校の施設・設備等の状況により校外の施設を利用する場合や、活動日のローテーションにより週末の休養日が設定できない場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業中の休養日の設定

①学期中の休養日の設定に準じた扱いとする。

②生徒が十分な休養をとることができるとともに、他の活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 1日の活動時間

①平日は2時間程度とする。（本校の生徒心得登下校時刻による）

②学校の休業日は3時間程度とする。（活動場所までの移動時間や準備片付けの時間を除く）

③合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) 朝練習

①部活動として朝練習は、原則禁止とする。（個人の自由裁量による時間は規定によらない）

②ただし、大会やコンクールの前など特別な事情がある場合は、所定の様式により届け出て校長の許可により活動を認めることがある。

(5) ハイシーズンの設定

①各種主要な大会・コンクールなどに向けて生徒が目標を達成するために技能を強化する時期が必要であり、生徒・保護者のニーズに応えるため活動日を確保する時期もある。

②通年で恒常的にハイシーズンとならないように参加する大会・コンクールを精査する。

③生徒の疲労蓄積や燃え尽きを防止するために、ハイシーズン以外の時期に十分な休養をとれるように配慮する。

2. 顧問による活動計画の作成

(1) 顧問は「学校の部活動に係わる活動方針」踏まえ、年間を見通した活動計画を作成し毎年度4月末までに校長に提出する。（参考：年間の休養日の合計は中学校では105日以上を設ける）

(2) 顧問は毎月の活動計画及び前月の活動実績を作成し、毎月上旬までに校長に提出する。

(3) 上記(1)及び(2)について、様式を「規定集」のホルダーに準備するが、日時や活動時間が明確であれば、各部の様式でもよい。

(4) 定期考査1週間前から考査終了まで部活動は停止期間とする。ただし、大会やコンクールの前など特別な事情がある場合は、所定の様式により届け出て校長の許可により活動を認めることがある。

付記 この規定は平成31年4月1日から施行する。